

証券コード：8894  
平成29年5月10日

株 主 各 位

山口県下関市細江町2丁目2番1号  
株式会社 原 弘 産  
代表取締役社長 岡 本 貴 文

## 第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、本株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である平成29年5月25日（木曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年5月26日（金曜日）午後1時30分（受付開始：午後1時）  
※開始時間を例年より変更しておりますのでご注意ください。
2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号  
下関グランドホテル2階 飛翔の間
3. 目的事項  
報告事項 第31期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項 第1号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

- 
- ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 本株主総会より、ご来場くださる株主様とご来場がむずかしい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.harakosan.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - 定時株主総会后に株主の皆様にお送りしております本株主総会に係る決議通知につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.harakosan.co.jp/>）へ掲載させていただき、書面の送付は行いませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移し続けておりますが、英国のEU離脱問題や米国新政権誕生による金融市場への影響等の懸念材料もあり、先行きは不透明な情勢で推移いたしました。

不動産業界におきましては、平成28年の新設住宅着工件数が96万戸（対前年比6.4%増）となり2年連続の増加となりました。また、地価公示においては、全国平均では全用途平均が2年連続の上昇となったこと等から、地方圏を含めた業界の事業環境が回復基調にあり、好転しているものと思われま。

このような状況下、当社は、経費削減対策として①東京支店の閉鎖、②連結子会社の解散による非連結決算移行等を実施しました。また、平成28年10月17日開催の臨時株主総会において新たな取締役が選任され、新経営体制となり、社内改革を進めてまいりました。営業活動においては、賃貸事業における斡旋事業、物件管理獲得、建売事業、分譲マンションの代理販売に注力いたしました。

その結果、当事業年度におきましては、営業収益は8億2千7百万円（前年同期比66.4%減）、営業損失は8千万円（前年同期は3億1千1百万円の営業損失）、経常損失は1億4百万円（前年同期は4億2千万円の経常損失）、当期純損失は1億5百万円（前年同期は5億7百万円の当期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	営業収益	構成比
不動産分譲事業	69,397	8.4%
不動産賃貸管理事業	758,200	91.6%
合 計	827,597	100.0%

① 不動産分譲事業

建売1戸を売却、事業提携先が手掛ける分譲マンションの代理販売、中古マンション等の仲介に注力しました。

この結果、当事業年度の売上高は6千9百万円、営業損失は2千3百万円となりました。

② 不動産賃貸管理事業

賃貸物件の斡旋活動、物件管理、ウィークリー事業、営繕工事獲得等に注力いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は7億5千8百万円、営業利益は1億3千4百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

重要な設備投資等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 28 期 平成 26 年 2 月 期	第 29 期 平成 27 年 2 月 期	第 30 期 平成 28 年 2 月 期	第31期(当期) 平成 29 年 2 月 期
営 業 収 益	1,341,227	4,498,564	2,461,009	827,597
当 期 純 損 失 ( △ )	△304,458	△579,357	△507,828	△105,844
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ )	△13.41円	△14.84円	△6.96円	△1.44円
総 資 産	9,051,554	5,083,215	3,115,475	2,959,861
純 資 産	746,972	1,609,470	1,207,541	1,107,441
1 株 当 たり 純 資 産 額	19.22円	22.70円	16.36円	15.03円

(9) 対処すべき課題

当社は、更なる財務体質の改善、黒字化、事業を継続・発展させるための人材確保を喫緊の課題として捉えております。経営改善に向けては、東京支店の閉鎖等の経費削減に取り組み、平成28年10月17日に新経営体制発足後は、部門異動を含めた社内改革を断行しました。一方で、人材確保については、パート採用等を積極的に取り入れることで一定の成果があったものの、必要人材を確保できていない面も顕在化しております。経営改善により魅力的な会社を作り、採用面にも良い効果を出していく考えです。

また、健全かつ効率的経営のため、法令順守の徹底、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

特筆すべき事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

事業部門	事業内容
不動産分譲事業	マンション分譲、戸建住宅の企画・設計・販売、不動産の 販売・仲介
不動産賃貸管理事業	賃貸物件の管理、斡旋

(12) 主要拠点等（平成29年2月28日現在）

本社	山口県下関市細江町二丁目2番1号
下関本店	山口県下関市幡生宮の下町26番1号
山口支店	山口県山口市平井706
新下関店	山口県下関市一の宮本町二丁目12番26号
長府店	山口県下関市ゆめタウン1番1号

(13) 従業員の状況（平成29年2月28日現在）

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子	21名	4名減	41.40歳	6.10年
女子	7名	4名減	46.26歳	11.14年
合計又は平均	28名	8名減	42.61歳	7.36年

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー・嘱託)の期中平均雇用人員10名は含んでおりません。  
2 従業員が前期末に比較して減少した主な理由は、通常の自己都合退職及び会社都合退職(取締役就任)によるものです。

(14) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	526,060千円
株式会社山口銀行	366,000千円
株式会社りそな銀行	305,152千円
独立行政法人住宅金融支援機構	213,157千円
西中国信用金庫	120,000千円
株式会社日本政策金融公庫	16,843千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(注) 当社が発行することのできる各種の株式の総数は、それぞれ普通株式100,000,000株、第1種優先株式29,550,000株であります。

- (2) 発行済株式の総数 73,688,612株(自己株式3,786株を除く。)

(注) 第1種優先株式は発行しておりません。

- (3) 当期末株主数 9,892名(前期末比481名減)

#### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社フージャースホールディングス	普通株式 1,388千株	1.88%
JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	普通株式 1,199千株	1.63%
出 口 保 幸	普通株式 1,170千株	1.59%
野 崎 伸	普通株式 1,050千株	1.42%
楽 天 証 券 株 式 会 社	普通株式 1,037千株	1.41%
四 元 秀 一	普通株式 1,000千株	1.36%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	普通株式 928千株	1.26%
藤 井 昭	普通株式 780千株	1.06%
清 水 俊 光	普通株式 722千株	0.98%
寺 尾 翼	普通株式 717千株	0.97%

(注) 持株比率は自己株式(3,786株)を控除して算出しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有する新株予約権の状況（平成29年2月28日現在）

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（平成29年2月28日現在）

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 本 貴 文	
代表取締役社長	園 田 匡 克	営業本部（現：営業部）担当
代表取締役専務	西 田 和 人	管理本部担当
取 締 役	板 井 均	
取 締 役	津 野 浩 志	
取 締 役	小 川 栄 一	(株)エーワンコーポレーション 代表取締役 (株)フージャースコーポレーション 非常勤取締役
取 締 役	藤 永 誠 悟	賃貸事業グループ担当
常 勤 監 査 役	福 田 享	
監 査 役	沖 田 哲 義	弁護士
監 査 役	大 原 邦 夫	税理士

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

- ① 就任  
平成28年10月17日開催の臨時株主総会において、岡本貴文氏、板井均氏及び津野浩志氏が取締役役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
- ② 退任  
代表取締役園田匡克氏は、平成28年7月20日に逝去され退任いたしました。
- ③ 辞任  
平成28年10月17日開催の臨時株主総会をもって、代表取締役専務西田和人氏、取締役藤永誠悟氏は、取締役をそれぞれ辞任いたしました。
2. 取締役小川栄一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役福田享氏、沖田哲義氏及び大原邦夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
4. 監査役大原邦夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役沖田哲義氏は、沖田法律事務所代表を兼務しております。また、監査役大原邦夫氏は、大原邦夫税理士事務所代表を兼務しております。
6. 取締役小川栄一氏、監査役大原邦夫氏は、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 取締役小川栄一氏は、事業年度末日後の平成29年4月1日付けで(株)フージャースコーポレーション代表取締役に就任しております。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	7名	25,486千円	(うち社外取締役1名3,753千円)
監 査 役	3名	10,846千円	(うち社外監査役3名10,846千円)
合 計	10名	36,333千円	

- (注) 1. 平成13年2月6日開催の臨時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)監査役の報酬限度額は、100,000千円以内と決議いただいております。
2. 当事業年度末現在の人員は取締役4名、監査役3名であり、支給人員との相違は当事業年度中における取締役3名の退任によるものです。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役小川栄一氏は㈱エーワンコーポレーションの代表取締役、及び㈱フージャースコーポレーションの非常勤取締役を兼任しております。なお、当社と㈱フージャースコーポレーションとの間で分譲マンションの販売代理契約を締結しております。

社外監査役沖田哲義氏と当社との間で法律顧問契約を締結しております。

### ②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 川 栄 一	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席し、会社経営に関わった経験上の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	福 田 享	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	沖 田 哲 義	当期開催の取締役会14回のうち11回に出席し、また、監査役会13回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	大 原 邦 夫	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席し、また、監査役会13回のうち12回に出席し、税理士としての専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人元和

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結していません。

### (5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

#### I. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役・使用人が、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
- (2) 代表取締役の直属部門として業務監査室を設置し、定期的に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役、担当取締役、監査役らに報告する。
- (3) コンプライアンス、リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。なお、業務監査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査役会に報告される体制を構築する。
- (4) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度規程を制定する。
- (5) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。

#### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

#### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「危機管理規程」、「リスク管理規程」等を制定し、各部門においてリスク管理を行い、その未然防止を図るものとする。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。

- (2) 業務監査室の監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

#### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は経営理念を機軸に年度計画等を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行う。
- (2) 取締役会規則により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

#### V. 当社並びに子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつも、企業集団として一体性を有すること、また、適正な業務運営を図るため、子会社の管理を当社の経営企画室が統括するものとし、経営企画室担当取締役が、経営内容を定期的に点検する。

なお、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

- (1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の管理を統括する当社の経営企画室が、必要に応じて子会社より報告させる。なお、子会社の代表取締役は、当社の四半期決算毎に、業績進捗等を報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①子会社は、当社の「危機管理規程」、「リスク管理規程」を準用しリスク管理を行い、未然防止を図る。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、当社へ報告するとともに対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。
- ②当社の業務監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会、子会社取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の所定の機関に報告する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、当社グループの年度計画を策定し、子会社の業績目標等を明確にすることで、当社グループの取締役等の職務執行体制を整える。
- ②子会社は、経営上の重要な事項等について当社へ報告するものとし、必要に応じて当社の事前承認を得た上で職務を執行する。

**VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、業務監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人の職務遂行に関する評価については、監査役の意見を聴取するものとする。
- (3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人に対して、その職務遂行に関する必要な権限を与えると同時に、それを妨げてはならないものとする。

**VII. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**

- (1) 代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。なお、④、⑤については、これらを発見次第、速やかに当社の監査役へ適宜適切に報告するものとする。

- ①内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
- ②リスク管理の状況
- ③コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
- ④当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ⑤取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
- ⑥その他上記①～⑤に準じる事項

(3) 当社の業務監査室は、その業務執行状況等について、定期的に当社の監査役に対して報告を行う。

#### **VIII. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 当社は、前項に定める監査役に対する報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。
- (2) 当社が定める「内部通報制度規程」に基づき、当社の業務監査室、又は当社の監査役に対して報告を行った者に関しても、前述（1）と同様の扱いとする。

#### **IX. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- (1) 監査役の職務の執行について生じる費用については、当該費用が監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、前払いまたは償還等を請求できるものとし、会社は当該費用を負担する。

#### **X. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- (2) 監査役が監査の実施にあたり、独自に顧問弁護士を雇用し、または必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

- (3) 当社の代表取締役及び取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、経営課題やコンプライアンス体制等について意見交換を行う。
- (4) 監査役より要請があった場合は、当社及び当社グループ内で実施される各種会議へ出席できるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

### ①取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定例取締役会を、また、必要に応じた臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行いました。また、新たに経営会議を立ち上げ、詳細な事業状況の確認や施策案等を検討しております。

### ②リスク管理体制について

代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を必要に応じて開催し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確認しております。また、不定期ではあるものの、自らの業務や部門内外にあるリスクが顕在化していないかを全社員にチェックさせ、所属長を通じて業務監査室へチェック結果を提出することとしております。

### ③内部監査の実施について

内部監査を担当する業務監査室において、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか等の監査結果が代表取締役、担当取締役へ報告され、是正措置が取られております。

### ④監査役の職務の執行について

監査役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行報告及び議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述等を行いました。監査役会では、取締役会の運営内容の確認や各監査役との情報共有を図っております。また、内部監査を担当する業務監査室、会計監査人と連携し、取締役・その他使用人の職務の執行状況を監査しました。



### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題の一つと位置づけております。そのために経営成績に応じた配当実施を視野に入れつつ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保の蓄積にすることを基本方針としております。なお、会社法第459条第1項各号に定めに基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、当期の業績を勘案致しまして、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き、業績の回復に向けて、全社をあげて対処してまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	363,063	流動負債	1,563,889
現金及び預金	179,214	営業未払金	22,415
営業未収入金	8,993	短期借入金	1,214,055
商品	91	1年内返済予定の長期借入金	126,195
販売用不動産	169,703	未払金	65,561
前払費用	2,567	未払法人税等	5,630
未収入金	9,730	未払消費税等	1,766
その他	3,387	預り金	118,150
貸倒引当金	△10,626	賞与引当金	4,840
固定資産	2,596,797	その他	5,274
有形固定資産	2,546,177	固定負債	288,529
建物	1,338,739	長期借入金	206,962
構築物	614	退職給付引当金	18,116
車両運搬具	0	預り敷金保証金	56,189
工具器具備品	8,156	その他	7,261
土地	1,198,666	負債合計	1,852,419
無形固定資産	7,560	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,294	株主資本	1,095,792
電話加入権	4,265	資本金	1,550,000
投資その他の資産	43,059	資本剰余金	50,000
投資有価証券	18,252	資本準備金	50,000
出資金	1,000	利益剰余金	△502,246
破産更生債権等	284,965	その他利益剰余金	△502,246
敷金・保証金	22,854	別途積立金	111,426
その他	953	繰越利益剰余金	△613,672
貸倒引当金	△284,965	自己株式	△1,961
		評価・換算差額等	11,649
		その他有価証券評価差額金	11,649
資産合計	2,959,861	純資産合計	1,107,441
		負債及び純資産合計	2,959,861

# 損 益 計 算 書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
营	業 收 益		
不完	動 産 販 売 高	68,472	
賃	成 工 事 収 入	925	
营	業 費 用	758,200	827,597
不完	動 産 販 売 原 価	41,418	
賃	成 工 事 業 原 価	651	
た	な 卸 資 産 評 価 損	624,114	
		999	667,183
营	業 総 利 益		160,413
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		240,981
营	業 損 失		80,567
营	業 外 収 益		
受	取 利 息 及 び 配 当 金 額 他	465	
貸	倒 引 当 の	3,958	
そ	の	5,885	10,310
营	業 外 費 用		
支	払 替 利 差 息 損 他	28,307	
為	の	3,073	
そ	の	3,311	34,692
経	常 損 失		104,950
特	別 利 産 売 却 益		
固	定 資 産 権 戻 入 益	4	
新	株 子 約 除 却 損 失	2,000	2,004
特	別 損 失		
固	定 資 産 除 却 損	1,274	1,274
税	引 前 当 期 純 損 失 税		104,220
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,624
当	期 純 損 失		105,844

# 株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計
				別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,550,000	50,000	50,000	111,426	△507,828	△396,402
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失					△105,844	△105,844
自己株式の取得						
新株予約権の失効						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計					△105,844	△105,844
当 期 末 残 高	1,550,000	50,000	50,000	111,426	△613,672	△502,246

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,960	1,201,638	3,903	3,903	2,000	1,207,541
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失		△105,844				△105,844
自己株式の取得	△0	△0				△0
新株予約権の失効					△2,000	△2,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			7,746	7,746		7,746
当 期 変 動 額 合 計	△0	△105,845	7,746	7,746	△2,000	△100,099
当 期 末 残 高	△1,961	1,095,792	11,649	11,649	—	1,107,441

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において311,055千円の営業損失を計上し、当事業年度においても80,567千円の営業損失を計上いたしました。さらには、一部の金融機関等からの借入に関し、期限延長の手続きを完了しておらず、元金弁済及び利息の支払いを延滞しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、これらの状況を早急に解消するため、以下の施策を実施しております。

#### ①財務面について

物件を売却して有利子負債の圧縮を進めてまいりましたが、賃料収入がある物件をこれ以上売却することは、黒字化に向けた施策とは逆行するため、金融機関に対しては、再建に向けたご協力を得るべく、個別に交渉を続けていく方針です。

なお、金融機関等からの借入に関し、事前に状況説明を行った上で元金弁済及び利息の支払いを延滞しておりますが、一部の金融機関等とは期日延長を実行しております。実行に至っていない先に関しては、引き続き期日延長や今後の弁済方法等を含めて協議してまいります。

#### ②事業活動について

不動産分譲事業につきましては、事業提携先が手掛ける分譲マンションの代理販売契約を締結、販売を開始し、顧客への契約・販売により手数料収入を計上しております。また、建売につきましては、2棟を竣工させて販売中であります。年間4棟程度を計画、販売していく方針であります。

不動産賃貸管理事業につきましては、部門を集約し業務効率の改善を図りました。また、オーナーからお預かりした物件を適切に管理・維持することや新たな物件獲得に向けて専属チームを立ち上げました。管理会社としての体制を整え、「管理」における手数料収入等の増加を目指します。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・販売用不動産・未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

- ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。
- (5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

#### (会計方針の変更)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

#### 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。



### 3. 貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	764,470千円
(2) 担保に供している資産	
販売用不動産	23,536千円
建物	1,298,056千円
構築物	614千円
土地	1,160,491千円
計	2,482,698千円
上記に対応する債務	
短期借入金	908,903千円
長期借入金	333,157千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	1,242,060千円

### 4. 損益計算書の注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引以外の取引（収入分）	397千円

### 5. 株主資本等変動計算書の注記

#### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	73,692,398	—	—	73,692,398

#### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,746	40	—	3,786

#### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 40株

## 6. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	1,485千円
退職給付引当金	5,518千円
貸倒引当金	90,037千円
たな卸不動産	22,290千円
税務上の繰越欠損金	4,456,332千円
その他	2,042千円
繰延税金資産小計	<u>4,577,706千円</u>
評価性引当額	<u>△4,577,706千円</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	5,102千円
繰延税金負債合計	<u>5,102千円</u>
繰延税金負債純額	<u>5,102千円</u>

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%になります。

この税率変更による影響額は、軽微であります。

## 7. 金融商品の注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に関する取組方針

当社は、主に不動産分譲事業及び不動産賃貸管理事業を行うための資金及び運転資金等について、主に銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、主に不動産分譲事業及び不動産賃貸管理事業を行うことを目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で25年後であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に則り、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画室が適時に資金繰計画を作成・更新しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	179,214	179,214	—
(2) 営業未収入金 貸倒引当金	8,993 △1,083		
	7,910	7,910	—
(3) 破産更生債権等 貸倒引当金	284,965 △284,965		
	—	—	—
(4) 投資有価証券	18,252	18,252	—
資産計	205,377	205,377	—
(1) 営業未払金	22,415	22,415	—
(2) 短期借入金	1,214,055	1,214,055	—
(3) 長期借入金(※)	333,157	367,412	34,254
負債計	1,569,628	1,603,882	34,254

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

- (1) 現金及び預金  
預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 営業未収入金  
短期間で決済または返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 破産更生債権等  
回収不能見込額として貸倒引当金を控除したものを時価としております。
- (4) 投資有価証券  
投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 営業未払金、及び(2) 短期借入金  
短期間で決済または返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金  
元利合計額を同様の新規借入を行った場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	0千円
出資金	1,000千円
敷金・保証金	22,854千円
預り敷金・保証金	56,189千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

(注3) 金銭債権のうち満期のあるものの決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	179,214	—	—	—
営業未収入金	8,993	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業未払金	22,415	—	—	—	—	—
短期借入金	1,214,055	—	—	—	—	—
長期借入金	126,195	6,376	6,562	6,753	6,951	180,318

## 8. 賃貸等不動産の注記

### (1) 賃貸等不動産の概要

当社は、山口県その他の地域において、賃貸用の土地及び施設を有しております。平成29年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は98,086千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業原価に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
2,563,138	40,584	2,522,553	1,625,816

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当事業年度増減額のうち、増加は無く、主な減少要因は減価償却であります。  
 3. 当事業年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 9. 関連当事者との取引の注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	氏名	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員及 びその 近親者	岡本 貴文	—	—	当社 代表取締役 社長	被所有 直接0.01	被債務保証	被債務保証 (注)1	213,157	—	—

- (注) 1. 当社は金融機関等からの債務に対して、岡本貴文から個人として債務保証を受けておりま  
す。なお、当社は当該債務保証について保証料の支払及び担保提供を行っていません。  
2. 上記の取引金額には、消費税等は含んでおりません。

## 10. 1株当たり情報の注記

- (1) 1株当たり純資産額 15円03銭  
(2) 1株当たり当期純損失 1円44銭

## 11. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

該当事項はありません。

## 13. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月17日

株式会社原弘産  
取締役会御中

監査法人元和

指 定 社 員      公認会計士 加 藤 由 久    ㊟  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員      公認会計士 中 川 俊 介    ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社原弘産の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において311,055千円の営業損失を計上し、当事業年度においても80,567千円の営業損失を計上している。また、一部の金融機関等からの借入に関し、当事業年度末において、期限延長の手続きを完了しておらず、元金弁済及び利息の支払いを延滞している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人・監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 4月20日

株式会社 原弘産 監査役会

常勤監査役 福田 享 ㊟

監査役 沖田 哲義 ㊟

監査役 大原 邦夫 ㊟

(注) 監査役福田享、沖田哲義及び大原邦夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、平成29年2月期において当期純損失105,844,889円を計上し、繰越欠損金613,672,934円を計上するに至っております。そこで、繰越欠損金を解消し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

なお、本件は「純資産の部」の勘定の振り替えによるものであるため、純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではございません。また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

#### 1. 資本金の額の減少の要領

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振り替えるものであります。

##### (1) 減少する資本金の額

- ・資本金の額1,550,000,400円を1,050,000,400円減少して、500,000,000円とします。

##### (2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金額のみを減少いたします。

資本金の減少額1,050,000,400円は、全額その他資本剰余金に振り替えます。

#### 2. 剰余金の処分の要領

平成29年2月期において、繰越利益剰余金は613,672,934円の欠損のため、会社法第452条の規定に基づき、上記1.による資本金の額の減少によって増加するその他資本剰余金1,050,000,400円のうち502,246,891円、別途積立金の全額111,426,043円を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を補填するものであります。これにより、繰越利益剰余金は0円となります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
  - その他資本剰余金 502,246,891円
  - 別途積立金 111,426,043円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
  - 繰越利益剰余金 613,672,934円
- (3) 増加後の剰余金の項目及びその残高
  - その他資本剰余金 547,753,509円
  - 繰越利益剰余金 0円

3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する日程

- (1) 債権者異議申述公告 平成29年5月29日(予定)
- (2) 債権者異議申述最終期日 平成29年6月30日(予定)
- (3) 効力発生日 平成29年7月10日(予定)

**第2号議案 定款一部変更の件**

1. 定款変更の理由

(1) 発行可能株式総数について

将来の資金調達、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、現行定款第6条に定める当社の発行する株式の総数の増加を行うものです。

(2) 決算期(事業年度末日)について

当社の事業年度末が、賃貸事業における繁忙期と重複していることから、より効率的な事業運営を図るために決算期を2月末日から10月末日に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は100,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式については100,000,000株、第1種優先株式については29,550,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は175,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式については175,000,000株、第1種優先株式については29,550,000株とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(優先配当金)</p> <p>第10条の3 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につきその発行価額の3%を乗じた額又は当該事業年度における普通株主への年間配当額の125%相当額のいずれか高い額を上限に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の剰余金の配当（以下「本優先配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中の基準日により、次項に定める本優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p>(優先配当金)</p> <p>第10条の3 当会社は、毎年10月末日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につきその発行価額の3%を乗じた額又は当該事業年度における普通株主への年間配当額の125%相当額のいずれか高い額を上限に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の剰余金の配当（以下「本優先配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中の基準日により、次項に定める本優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>2</u>月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>10</u>月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>5</u>月にこれを招集する。</p>	<p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>1</u>月にこれを招集する。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第27条 当社の事業年度は、毎年<u>3</u>月1日から翌年<u>2</u>月末日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第27条 当社の事業年度は、毎年<u>11</u>月1日から翌年<u>10</u>月末日までとする。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第29条 剰余金の配当としての期末配当は毎年<u>2</u>月末日、中間配当は毎年<u>8</u>月<u>31</u>日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第29条 剰余金の配当としての期末配当は毎年<u>10</u>月末日、中間配当は毎年<u>4</u>月末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第27条(事業年度)の規定にかかわらず、<u>平成29年3月1日から始まる第32期事業年度は平成29年10月31日までの8ヶ月間とする。なお本附則は、第32期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	おかもと たかふみ 岡本貴文 (昭和52年3月10日)	平成12年5月 当社入社 平成18年3月 当社 営業統括部（現：営業部）課長 平成20年3月 当社 不動産開発部（現：営業部）部次長 平成28年7月 当社 不動産仲介・販売グループ（現：営業部）シニアマネージャー 平成28年10月 当社 代表取締役社長就任（現任）	普通株式 11,600株	—
2	いたい ひとし 板井均 (昭和37年8月25日)	昭和60年4月 株式会社東芝入社 平成5年4月 株式会社板井工務店入社 平成10年4月 株式会社板井工務店代表取締役 平成18年6月 当社入社 平成21年5月 当社 不動産開発部（現：営業部）課長 平成28年7月 当社 不動産仲介・販売グループ（現：営業部）シニアマネージャー 平成28年10月 当社 取締役就任（現任）	普通株式 1,900株	—
3	つのひろし 津野浩志 (昭和58年4月7日)	平成16年4月 当社入社 平成26年7月 当社 経営企画室（現：経営企画課）リーダー 平成28年7月 当社 経営企画室（現：経営企画課）マネージャー 平成28年10月 当社 取締役就任（現任）	普通株式 5,200株	—



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の 数	当社との 特別の 利害関係
4	おがわ えい いち 小川 栄一 (昭和39年12月6日)	昭和63年4月 ㈱リクルートコスモス（現㈱コスモスイニシア）入社 平成13年7月 ㈱フージャースコーポレーション入社 平成14年2月 同社取締役就任 平成21年6月 同社取締役退任 平成21年7月 ㈱エーワンコーポレーション設立、同社代表取締役就任（現任） 平成25年4月 ㈱フージャースリビングサービス非常勤取締役 平成27年5月 当社取締役（現任） 平成29年4月 ㈱フージャースコーポレーション代表取締役（現任）	—	—
5	※ い く ま つとむ 伊久間 努 (昭和42年7月3日)	平成4年4月 伊藤忠商事㈱入社 平成15年7月 デルコンピューター㈱(現デル㈱)入社 中小企業営業部長 平成17年12月 ㈱リヴァンプ入社 ディレクター 平成21年12月 ㈱ウォーターダイレクト代表取締役執行役員社長就任 平成27年9月 ㈱フージャースホールディングス専務取締役就任(現任)	—	—

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 小川栄一氏及び伊久間努氏は、社外取締役候補者（非常勤）であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由及び独立性については次のとおりです。

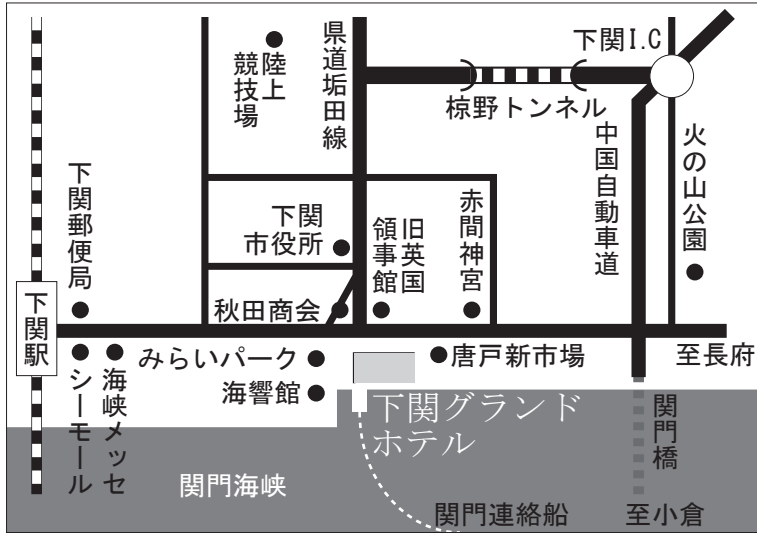
- ① 小川栄一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 伊久間努氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明、特に財務面における客観的かつ適切な意見をいただけることが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ③ 小川栄一氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- ④ 小川栄一氏及び伊久間努氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

- ⑤ 小川栄一氏及び伊久間努氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
- ⑥ 小川栄一氏及び伊久間努氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
- ⑦ 小川栄一氏及び伊久間努氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける（取締役としての報酬を除く。）予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑧ 小川栄一氏及び伊久間努氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑨ 小川栄一氏及び伊久間努氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以 上

—MEMO—

## 株主総会会場ご案内略図



- 場所 山口県下関市南部町31番2号  
下関グランドホテル 2階 飛翔の間  
新下関駅（新幹線）より車で20分  
下関駅（山陽本線）より車で5分  
下関I.C.より車で15分  
門司港栈橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。